

## 大規模小売店舗立地法による意見書の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル上飯田

名古屋市北区織部町 1番 ほか 4筆

### 2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

### 3 提出された意見の概要

#### (1) 設置者が配慮すべき基本的事項

##### ア 地域住民への適切な説明

(ア) 新設の時は住民説明会をせずに、地元で資料を配布していたのを知っている。それは新型コロナウイルス感染症の影響があったので、仕方がないと思っている。しかしこの時期での変更の説明会は、変更のタイミングが早ければ、その分説明会が早い時期に開催されていたと思うし、それまで説明をしてこないのは誠意にかけると感じた。ダイエーの時代からその体質、姿勢、対応などは変わっていないと感じる。しっかりと地域と向き合ってほしい。

#### (2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

##### (ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項

##### a 駐車場の必要台数の確保

(a) 駐車場及び駐輪場の台数変更について、矛盾すると考えるのは、駐車場は28台の減少となっているのに対し、駐輪場は40台の増加となっており、スペースのつり合いが取れないことである。変更しようとする理由について、利用実態に見合った駐車場及び駐輪場運営とするためと記載があるが、開店してからまだ1年半しか

たっていない。こんなに短期間で変更を認めるのであれば、当初の新設時の駐車場の台数は過剰で、駐輪場の台数は不足であったのではないか。名古屋市と協議をして、附置義務台数などから算出していると想像するが、その基準がおかしいのではないか。

b 駐車場の位置及び構造等

(a) 敷地の角に交番があるが、この地域の現状を一番理解している愛知県警と話し合いをしていないのか。警察に聞いていけば、この様なバランスの悪い駐車場と駐輪場にはなっていないのではないか。

c 駐輪場の確保等

(a) 昨年の夏頃から、今回の駐輪場を増やす場所に屋根をかける工事をしており、うるさかったので覚えている。開店時から、駐車場のマスがある場所に自転車が止まっていた。その状態から今回の変更届出まで何もしないのも怠慢ではないのか。駐車場台数と駐輪場台数のバランスが悪いのは開店からで、なぜそれが分かった時点で変更しなかったのか。変更届出をして、利用実態に見合った運営とする時期が遅い。駐車場はすぐに減らすことができないような気がするので、駐輪場を増やす変更届出を昨夏にまず行い、その後駐車場を減らして、駐輪場に屋根をかけて、今の位置にする二段階の変更とするべきではなかったか。実態からすると変更が遅すぎるし、駐車場を減らすことについては、本当に今後とも不足することがなく、大丈夫なのかと考えると変更が早すぎる。

(3) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア この意見書の(表)に(住所)(氏名・団体名)を記入させる様式だが、個人情報保護の観点から、いかがなものか。時代錯誤的であり、匿名でも意見をすることができるはずと考える。何かの手違いで個人情報などが漏れた場合に、取り返しのつかない事態になることを察していただきたい。

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地であるが、店舗はそよら上飯田では

ないのか。当該店舗のホームページによると、全体はそよら上飯田であるという表現となっているので、大規模小売店舗の名称をイオンスタイル上飯田としているのはおかしいのではないか。開店当初からそよらの名称でやっていれば、この店舗のことではない様に見えたり、勘違いすることはないのでないか。看板に大きくそよらと書いているので、何か手続き上で混同させるためにわざと違和感のある名称にしていると勘違いしてしまう。名古屋市のホームページを検索する場合も、そよら上飯田では大規模小売店舗立地法の意見書のページは表示されない。イオンスタイル上飯田としなければ表示されないのは、非常にわかりづらく感じる。

ウ 今年の 4月はじめに開店して、夏ごろに駐車場の所に屋根をかける工事をしていた。屋根をかけるということは、新用途が発生し、各種面積が増えると思うが、新設時にギリギリで確認申請をしておいて、しばらくしてから屋根をかけることで、その各種面積を意図的に基準以上にするような細工はしていないか。名古屋市は適切に確認しているのか。